

山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の人口減少が進む農山村エリアにおいて、人材、農林水産物及び自然環境等の地域資源を活用する起業等を支援し、雇用の創出、経済波及効果及び地域課題解決等、農山村エリアの活性化を図るための山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農山村エリア 徳地、阿東、仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂の各地域をいう。
- (2) 地域活性化ビジネス 農山村エリアにおいて、当該エリアの人材・生産物及び自然環境等の地域資源を活用する新たに実施する事業又は既に実施している事業を拡大する事業（当該拡大する部分に限る。）をいう。
- (3) 活動拠点 地域活性化ビジネスの実施場所又は地域活性化ビジネスに係る生産拠点若しくはサービスを提供する地域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の要件を全て満たす個人又は団体とする。

- (1) 自らが事業主体となって、本補助金の対象となる地域活性化ビジネスを実施する意思があること。
- (2) 社会貢献等の目的を持って地域活性化ビジネスを実施しようとするものであること。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当する者
- (2) 山口市から指名停止措置を受けている者
- (3) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
- (4) 市税について滞納のある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる地域活性化ビジネスとする。

- (1) 農山村エリア内の活動拠点において行うものであること。
- (2) 補助対象事業の開始後5年以上継続して当該地域活性化ビジネスを実施予定であること。
- (3) 事業計画書（別紙1）及び概算収支予算書（別紙2）について、別表1の支援機関に2回以上の事前相談を行っていること。

2 前項に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした事業
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取

引に該当する事業

(3) 法律等で活動内容が規定されている事業（医療保険事業、介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び公序良俗に反する事業

(4) 国、地方公共団体又はそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象事業

(5) 過去に本補助金の交付を受けたことのある事業の次年度以降の展開における事業（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表 2 に掲げるものとする。

（補助金の額及び補助率）

第 6 条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表 3 のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（審査委員会の開催）

第 7 条 補助対象者は、補助金の交付申請より前に、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業審査委員会参加申込書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(1) 事業計画書（別紙 1）

(2) 概算収支予算書（別紙 2）

(3) 誓約書（別紙 3）

(4) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込は、毎年度、1 事業者につき 1 事業に限るものとする。

3 市長は、申込された事業について評価を行うため、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

4 市長は、第 1 項の規定による申込があったときは、審査委員会を開催し、その評価結果に基づき、認定する事業（以下「認定事業」という。）には、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業認定通知書（様式第 2 号）により、不認定とする事業には、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業不認定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による事業の認定を行う場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（認定の辞退）

第 8 条 前条第 4 項の規定による認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、認定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業認定辞退届出書（様式第 4 号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第 9 条 認定事業者は、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金交付申請書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業認定通知書（様式第 2 号）の写し

(2) 補助事業計画書（別紙 4）

(3) 収支予算書（別紙 5）

(4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、また、適当でないと認めたときは、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）によりそれぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の実施等)

第11条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた認定事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当該年度の2月末日までとする。

2 補助対象期間は、前項の期間と同じとする。ただし、補助事業の実施期間前の事業実施については、市長が補助事業の遂行上、特に必要と認めた場合に限り、準備行為として補助対象とすることができるものとする。ただし、第7条第4項の規定による認定通知を受けた後の支出に限る。

(補助事業の変更)

第12条 第10条第1項の規定による交付の決定を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金変更申請書（様式第8号）を市長へ提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の増額または10分の2を超える減額としようとするとき。

(2) 事業計画及び収支予算の主要部分を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

2 補助事業者は、前項の規定による変更申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業変更計画書（別紙7）

(2) 変更後収支予算書（別紙8）

(3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の変更決定)

第13条 市長は、前条の規定による補助金変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更内容が適当であると認めるときは、決定事項及び変更後の交付金額を山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、また、適当でないと認めたときは山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金変更不承認通知書（様式第10号）により、それぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の承認において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月15日のいずれか早い日までに山口市農山村地域活性化ビジネス支

援事業補助金実績報告書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（別紙9）
- (2) 補助事業に要した経費を証する書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の額を確定し山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、交付決定金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。
- 3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金概算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずることができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
 - (4) その他、市長が不適当と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（財産の管理及び処分）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した活動拠点、設備等（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければ

ばならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。
- 3 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、財産処分が適当であると認めるときは、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金財産処分承認通知書（様式第16号）により、また、適当でないと認めるときは、山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金財産処分不承認通知書（様式第17号）により、それぞれ通知するものとする。
- 4 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

（報告及び調査）

第20条 市長は、必要と認めるときは、事業実施期間の途中においても次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助事業の状況、実績
- (2) 補助事業の収支、決算
- (3) 補助事業の内容
- (4) その他、市長が必要と認めること。

（成果の公表）

第21条 市長は、補助事業の完了の日の属する年度から起算して5年間に於いて、各年度における補助事業に係る成果について、補助事業者に調査を行い、公表することができる。

- 2 市長は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業に係る成果について、補助事業者に調査を行い公表することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により成果の調査を求められた時は、これに応じなければならない。

（関係書類の整備）

第22条 補助事業者は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

支 援 機 関
山口県よろず支援拠点
山口商工会議所
山口県央商工会
徳地商工会
産業交流スペースMe g r i b a

別表 2（第 5 条関係）

対象経費	内容	対象外となるもの
活動拠点取得費	活動拠点の新築及び活動拠点として使用する空き家、空き店舗、倉庫、作業場等の取得に係る費用	土地取得に係る費用
活動拠点整備費	活動拠点の改修及び耕作放棄地、遊休農地等の整備に要する費用	
設備・備品費	機械設備・備品等の導入に要する費用	車両取得費（移動販売事業用車両の取得に要する費用を除く）
人件費	新たな雇用に要する費用	役員報酬並びに申請者及びその親族（配偶者、子及び同一の生計を営む者）の雇用に要する費用
広告宣伝費	ホームページ作成、各種メディア媒体を通じた広告宣伝等に要する費用	商談等の交通費、宿泊費
手数料	法人登記や知的財産権の登録に要する費用	
原材料費	原材料に要する費用（農山村エリアから取得する原材料に要する費用に限る。）	
委託費	補助対象事業に必要な業務の一部であって、補助事業者が直接実施することができないものの委託に要する費用	調査・研究費及び計画作成に要する費用

備考

- 1 対象経費には、経常的経費（賃貸借料、食糧費、交通費、接待費、娯楽費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、消耗品費、公租公課、支払利息等）、消費税及び地方消費税として支出する費用を含まないものとする。
- 2 事業の用に供さない部分を含む場合は、事業の用に供す部分の割合を補助対象とする。

別表3（第6条関係）

対象経費	区分	補助率	補助 限度額
活動拠点取得費	補助対象者の住所と活動拠点の所在地が同一地域の場合 （団体にあっては、補助対象事業に従事する構成員の住所と活動拠点の所在地が半数以上同一地域の場合）	3分の2以内	300万円
	上記以外の場合	2分の1以内	200万円
活動拠点整備費、設備・備品費、人件費、広告宣伝費、手数料、原材料費、委託費	補助対象者の住所と活動拠点の所在地が同一地域の場合 （団体にあっては、補助対象事業に従事する構成員の住所と活動拠点の所在地が半数以上同一地域の場合）	3分の2以内	300万円
	上記以外の場合	3分の2以内	300万円